

地方公共団体情報システム機構

第 12 回 経営審議委員会

平成 28 年 12 月 8 日（木） 15 : 00

地方公共団体情報システム機構会議室

次 第

1 開会

2 報告

- ・ J-LIS における若手人材育成プログラムについて
- ・ カード管理システムの中継サーバの障害対応に係る費用負担について
- ・ マイナポータルに関する手数料について

3 議事

- ・ 平成 28 年度 12 月補正予算（案）

4 閉会

【報告】

資料 1 J-LIS における若手人材育成プログラム（案）

資料 2 カード管理システムの中継サーバの障害対応に係る費用負担について

資料 3 - 1 マイナポータル開設に際しての住民票コードの提供等に係る
手数料について

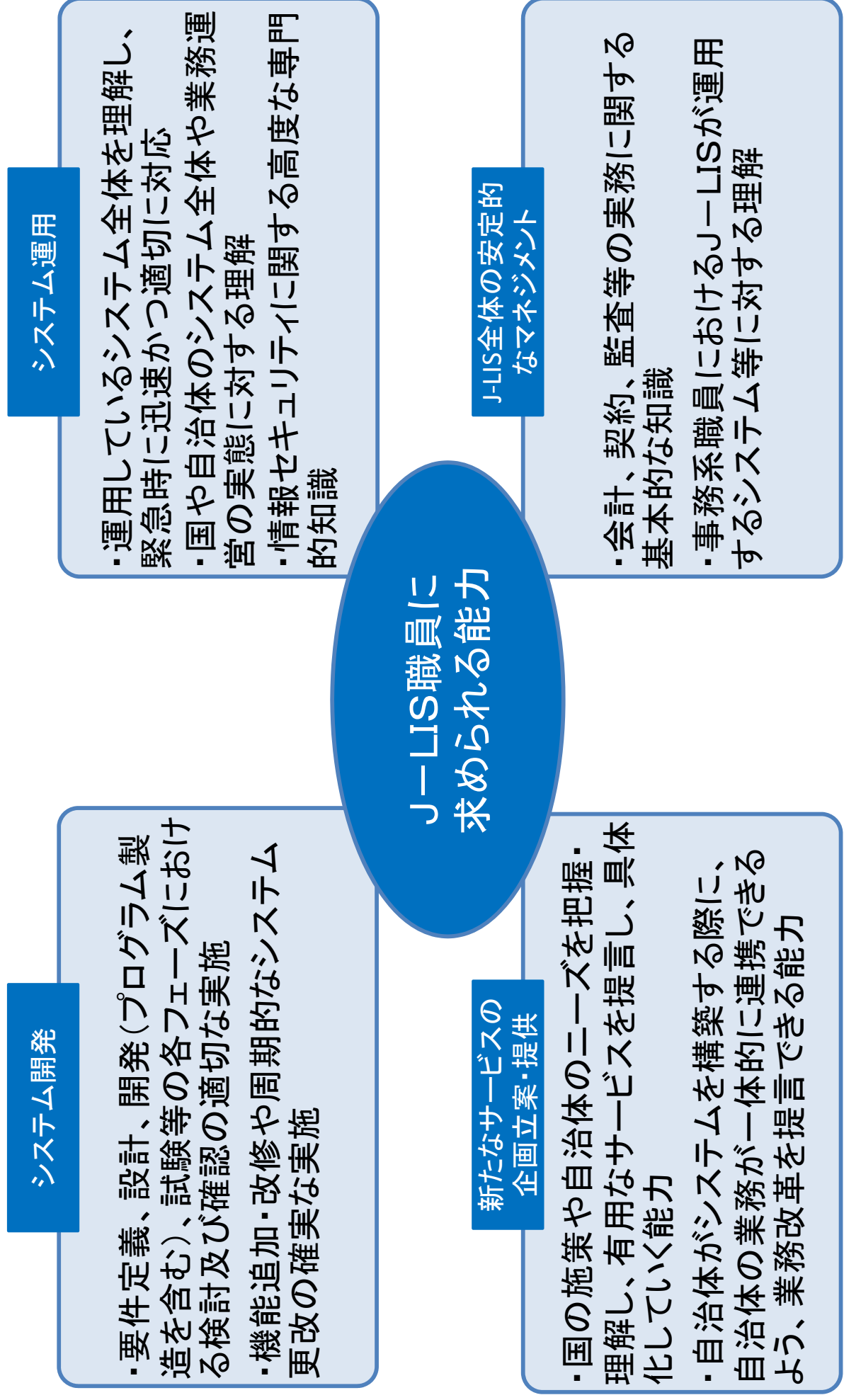
資料 3 - 2 マイナポータルのログイン等における利用者証明用電子証明
書の有効性確認に係る手数料について

【議事】

議案第 1 号 平成 28 年度 12 月補正予算（案）

参 考 資 料 1 平成 28 年度 12 月補正予算（案）の概要

J-LIS職員に求められる能力を踏まえ、中長期的な視点に立った若手の人材育成プログラムを作成し、人的体制の充実を図る。



J-LISにおける若手人材育成プログラム(案) (2/2)

求められる能力と現状を踏まえ、下記の考え方で若手の人材育成を進めていく。

外部の知見の活用(外部組織への派遣・中途採用)

- 適性がある職員については、民間企業に派遣し、システム開発の実務に従事させる。
- 自治体や国の機関へ派遣し、実務経験や政策立案を学ばせる。
- さらに、開発管理業務の中枢を担う即戦力となる人材や情報セキュリティに関する高度な専門的知識を有する人材の中途採用について検討。

専門性を高めるための人員配置

- 基本的に運用管理業務又は開発管理業務を1～2ポスト(3～6年)程度経験。
- 主に派遣職員等が従事している具体的な運用管理業務にJ-LIS職員も従事させることにより、運用管理業務のノウハウを職員に継承・移転していく。
- 事務系職員には、専門性が高い会計、契約(法務)、監査業務を経験させる。

専門性を高めるための研修・資格取得

- (数ヶ月程度の)外部研修を集中的、体系的に受講させるなど、研修制度の体系化や充実を図る(今後詳細を検討)。
- 基本情報技術者、情報セキュリティマネジメント等の資格を取得するとともに、さらに専門的な資格(管理、開発、運用、セキュリティ等)について取得を促すための仕組みを講じる(今後詳細を検討)。

カード管理システムの中継サーバの障害対応に係る費用負担について

資料2

本件に関する費用負担の整理について

○今年1月のカード管理システムの中継サーバの障害対応において、システムの修補関係費用(93百万円。下記①及び②)、J-LISの判断により追加的に講じた対策に要した費用(約1億円。下記③～⑤)が生じているが、費用負担について5社コンソと協議を行い、いずれの費用についても5社コンソが負担することと整理した。

<カード管理システムの中継サーバの障害対応に要した費用>

項目	費用 (百万円)	内容	最終負担者 (負担理由)
①中継サーバの設定変更等	10	当初の仕様を満たすための成果物の修補費用	5社コンソ (瑕疵担保責任)
②原因特定のためのログ解析等	83	システム障害の原因究明のための費用	
③中継サーバの増設費用	10	J-LISの判断により、カード発行を安定的に行うために追加的に講じた対策	5社コンソ (社会的な責任に鑑み 事業者が負担)
④中継サーバの常時監視対応(ベンダー)	90		
⑤中継サーバの常時監視対応(J-LIS)	1.5		

本件に関する合意について

○上記の整理を踏まえ、カード管理システムの中継サーバの障害対応に係る費用負担の整理については、下記のとおり、J-LISと5社コンソで合意することとする。

【障害対応に要した費用の整理】

カード管理システムの中継サーバの障害対応に要した費用は、下記のとおり5社コンソの負担とする。

- (1) 瑕疵担保責任に基づき5社コンソが負担する費用 93百万円
- (2) 社会的な責任に鑑み5社コンソが負担する費用 101.5百万円

(※(2)のうち1.5百万円はJ-LISから富士通へ損害賠償請求)

5社コンソの負担総額 合計 194. 5百万円 ※中継サーバの構築費用は約280百万円

(白紙)

マイナポータル開設に際しての住民票コードの提供等に係る手数料について

1 趣旨

マイナポータル（情報提供等記録表示、自己情報表示、お知らせその他のサービスを提供するポータルサイトで、内閣府が設置及び運用するもの。以下同じ。）は、国民が自らに関する特定個人情報^(注)や情報提供の記録等の開示や提供を受けるために設置されるものである。

マイナポータルを開設するには、総務大臣が機構から住民票コードの提供を受け、利用者フォルダ用符号を生成することが必要となる。

この住民票コードの提供は、内閣総理大臣が本人の委任を受けて機構に対して住民基本台帳法 30 条の 32 に基づく本人確認情報（住民票コード）を開示請求し、その開示先を総務大臣と指定するものと整理された。

このため、「地方公共団体情報システム機構の住民基本台帳法に基づく手数料の額を定める規程」の一部を改正し、当該事務に係る手数料を定めるものである。

(注)特定個人情報とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる 番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む）をその内容に含む個人情報をいう。

2 改正内容

自己に係る本人確認情報の開示手数料のうち、マイナポータルを通しての求めにより、情報提供ネットワークシステム（情報提供に使用する個人を特定するための符号の生成、変換及び情報提供の許可等を行うシステムで、総務大臣が設置及び管理するもの。以下同じ。）へ住民票コードを提供する場合の手数は、次のとおりとする。

【平成 29 年 1 月 1 日施行予定】

○自己に係る本人確認情報の開示の手数料（第 30 条の 34）

新	旧
1 件につき 20 円	1 件につき 20 円
ただし、マイナポータル（情報提供等記録表示、自己情報表示、お知らせその他のサービスを提供するポータルサイトで、内閣府が設置及び運用するものをいう。）を通しての求めにより情報提供ネットワークシステムへ住民票コードを提供する場合の情報提供に係る手数料の額は、1 件につき 10 円	

3 手数料設定の考え方

本業務は、マイナポータルの利用者が利用者フォルダを開設する際に、マイナポータルを通しての求めに応じ、情報提供ネットワークシステムへ住民票コードを提供する業務であり、情報連携のために行う住民票コードの提供（住民基本台帳法第 30 条の

9の2)と同様のシステム上の処理を行うことから、情報連携のために行う住民票コードの提供手数料(住民基本台帳法第30条の23)と同額である10円/件とする。

4 地方公共団体情報システム機構の住民基本台帳法に基づく手数料の額を定める規程 第2条の別表(改正後)

(改正の変更箇所については、下線により表示)

種別	事務	手数料の額
1 法第30条の23の規定による本人確認情報等の提供に関する手数料	法第30条の9の規定による機構保存本人確認情報の提示	1件につき10円 ただし、次のいずれかに該当する情報提供に係る手数料の額は、それぞれ(1)から(3)までに掲げる金額 (1)年金受給権者の現況確認に関して日本年金機構に提供する場合で、1回の提供件数が1,000万件を超えるときの1,000万件を超える情報提供 1件につき8円 (2)年金受給権者の届出省略に係る照会に関して日本年金機構に提供する場合の情報提供 1件につき3円 (3)法定調書等に記載された者についての一括照会に関して国税庁に提供する場合で、1回の提供件数が1,000万件を超えるときの1,000万件を超える情報提供 1件につき8円
	法第30条の9の2第1項の規定による住民票コードの提供	1件につき10円
2 法第30条の34の規定による自己に係る本人確認情報の開示の手数料	法第30条の32第2項の規定による自己の本人確認情報の開示	1件につき20円 <u>ただし、マイナポータル(情報提供等記録表示、自己情報表示、お知らせその他のサービスを提供するポータルサイトで、内閣府が設置及び運用するものをいう。)を通しての求めにより情報提供ネットワークシステムへ住民票コードを提供する場合の情報提供に係る手数料の額は、1件につき10円</u>

【参考条文】

○住民基本台帳法

(国の機関等への本人確認情報の提供)

第 30 条の 9 機構は、別表第 1 の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、第 30 条の 7 第 3 項の規定により機構が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「機構保存本人確認情報」という。）のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。ただし、個人番号については、当該別表第 1 の上欄に掲げる国の機関又は法人が番号利用法第 9 条第 1 項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

(総務省への住民票コードの提供)

第 30 条の 9 の 2 機構は、総務省から番号利用法第 21 条の規定による事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の住民票に記載された住民票コードを提供するものとする。この場合において、機構は、機構保存本人情報を利用することができる。

2 機構は、前項の規定により提供した住民票コードが記載された住民票について当該住民票コードの記載の修正が行われたときは、総務省に対し、修正前及び修正後の住民票コードを提供するものとする。

(本人確認情報の提供に関する手数料)

第 30 条の 23 機構は、第 30 条の 9 又は第 30 条の 9 の 2 第 1 項に規定する求めを行う別表第 1 の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又は総務省から、総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

(自己の本人確認情報の開示)

第 30 条の 32 何人も、都道府県知事又は機構に対し、第 30 条の 6 第 3 項又は第 30 条の 7 第 3 項の規定により磁気ディスクに記録されている自己に係る本人確認情報について、書面により、その開示（自己に係る本人確認情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を請求することができる。

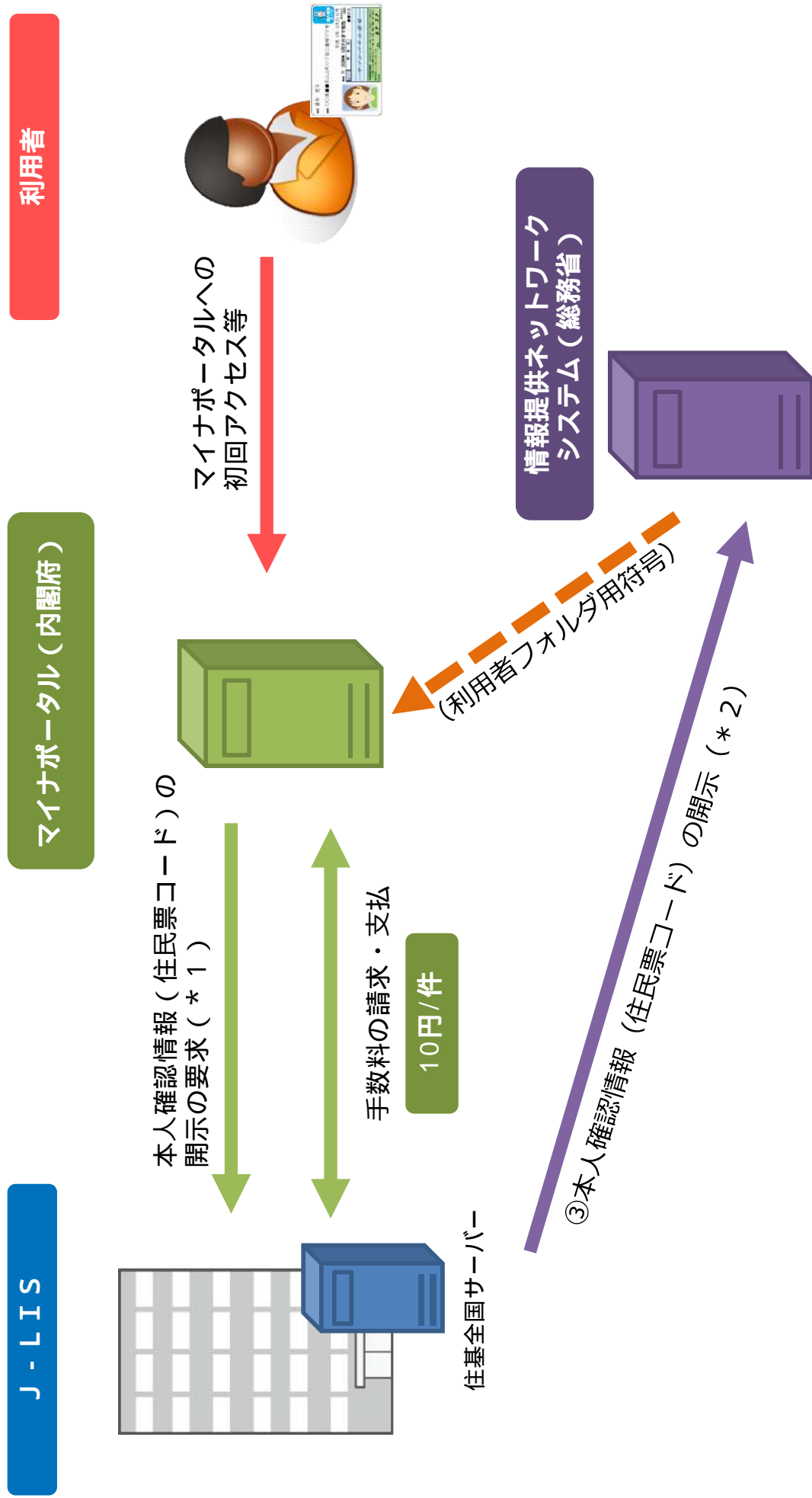
2 都道府県知事又は機構は、前項の開示の請求（以下この項及び次条第 1 項において「開示請求」という。）があつたときは、開示請求をした者（以下この項及び次条第 2 項において「開示請求者」という。）に対し、書面により、当該開示請求に係る本人確認情報について開示をしなければならない。ただし、開示請求者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

(開示の手数料)

第 30 条の 34 第 30 条の 32 第 1 項の規定により機構に対し自己に係る本人確認情報の開示を請求する者は、機構が総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を納めなければならない。

(白紙)

マイナポータルの利用者フォルダ開設に係る住民票コード提供手数料発生イメージ



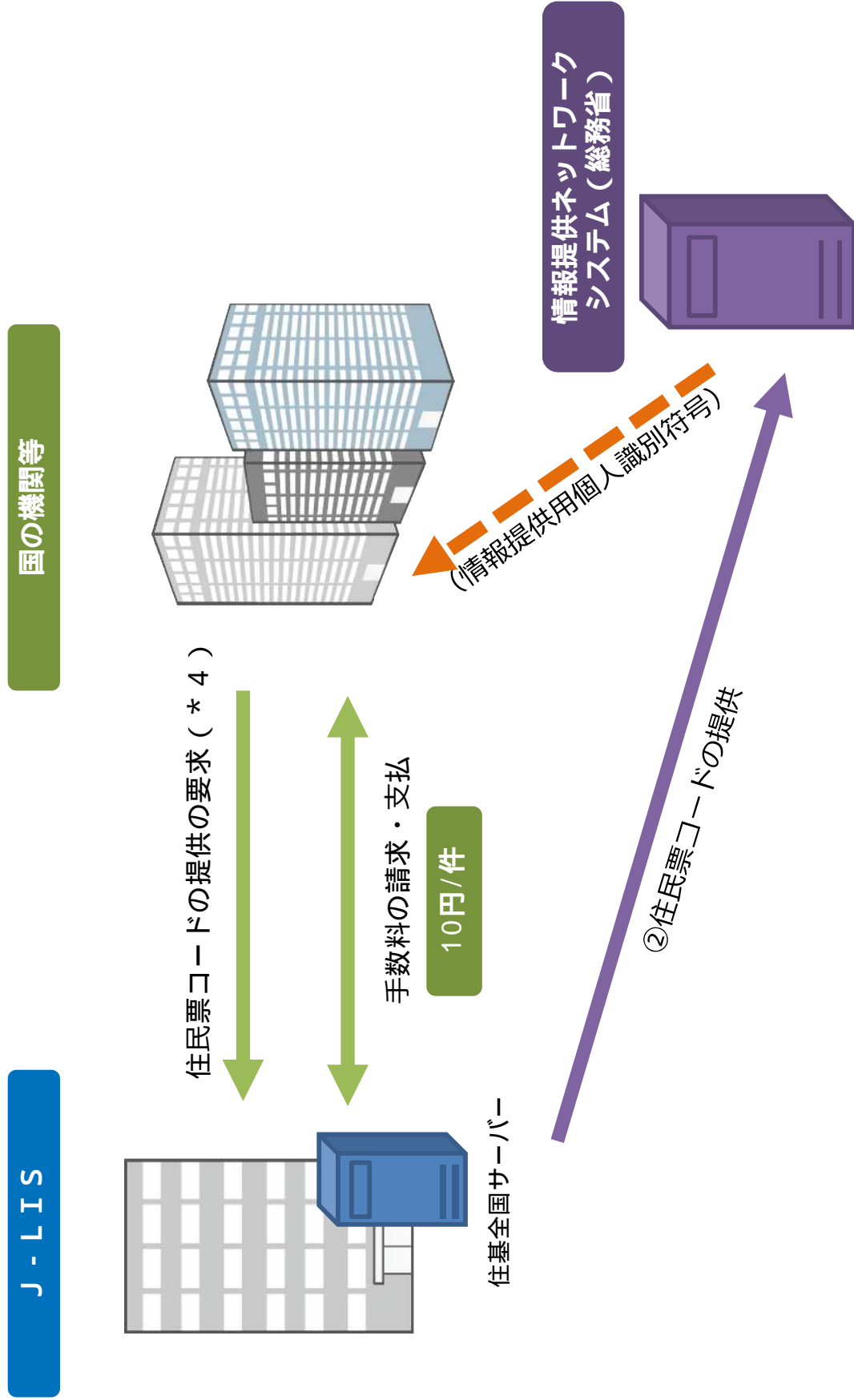
*1: J-LISに対して、本人の委任を受けた内閣総理大臣が本人確認情報(住民票コード)の開示の要求を行う(利用者証明用電子証明書のシリアル番号によって行う)

*2: J-LISが、本人が開示先に指定した総務大臣に対して本人確認情報(住民票コード)の開示を行う

*3: *1、2については、マイナポータルの利用規約に明示することにより本人の同意をとることで関係省庁が合意し作業中

注) 住民票コードの要求前に情報提供等記録開示システムは利用者証明用電子証明書の有効性確認を行っているが、有効性確認に係る手数料については本紙には記載していない。

(参考) 情報連携のための住民票コード提供手数料発生イメージ



*4: *1のマイナポータルと異なり、個人番号(マイナンバー)によって行う。

マイナポータルログイン等における利用者証明用電子証明書の有効性確認に係る手数料について

1 趣旨

マイナポータル（情報提供等記録表示、自己情報表示、お知らせその他のサービスを提供するポータルサイトで、内閣府が設置及び運用するもの。以下同じ。）が、来年1月から開設される。マイナポータルでは、個人サイトの開設時や開設後のログイン時等に、国民から電子利用者証明を受けることにより、厳格な本人確認を行う予定である。

電子利用者証明を受ける内閣府においては、利用者証明用電子証明書^(注1)の有効性の確認を行う必要があり、この確認を行うための失効情報の提供に係る事務に関する手数料^(注2)を、機構に支払う必要がある。

当該手数料について、マイナポータルの特性に鑑みた手数料を定めることとし、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に基づく手数料の額を定める規程」（以下、「手数料規程」という。）の一部を改正する。

（注1）利用者証明用電子証明書とは発行番号や発行年月日、有効期間等の情報が格納された電子証明書のこと。利用者本人であることを証明するものであるため、主にインターネット等でのログイン時のID・パスワードの代わりに利用される。個人情報を証明するものではないため、基本4情報（氏名や住所、年齢、性別）は格納されない。

（注2）失効情報の提供に係る事務に関する手数料は、機構が定め、総務省が認可することとされている（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第67条）。

2 改正内容

利用者証明用電子証明書失効情報の提供に係る事務に関する手数料について、内閣府がマイナポータルに関し行う確認については、1件につき1円とする。

【平成29年1月1日施行予定】

○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（以下、「法」という。）第67条第1項第6号の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供に係る事務手数料

新	旧
<p>利用者証明用電子証明書が法第34条第1項の規定により効力を失っていないことの確認（以下この項において「確認」という。）1件につき2円 ただし、<u>次のいずれかに該当する手数料の額は、それぞれ(1)から(2)までに掲げる額</u></p> <p>(1) 現況確認のために行う確認（失効情報の集合物を提供する方法により提供された失効情報の集合物を用いて行う確認であり、かつ、現況確認のために行う確認であることが認識できるものとして機構が認めるものに限る。）については、年間2件以上であっても1件とみなし2円</p> <p>(2) 内閣府がマイナポータル（情報提供等記録表示、自己情報表示、お知らせその他のサービス</p>	<p>利用者証明用電子証明書が法第34条第1項の規定により効力を失っていないことの確認（以下この項において「確認」という。）1件につき2円 ただし、現況確認のために行う確認（失効情報の集合物を提供する方法により提供された失効情報の集合物を用いて行う確認であり、かつ、現況確認のために行う確認であることが認識できるものとして機構が認めるものに限る。）については、年間2件以上であっても1件とみなし2円</p>

を提供するポータルサイトで、内閣府が設置及び運用するものという。) に関し行う確認については、1件につき1円	
--	--

3 手数料設定の考え方

現行の手数料規程において利用者証明用電子証明書の効力を失っていないことを確認する手数料は国及び国の機関（以下、「国等」という。）の場合は手数料規程第2条の別表第1の7の規程により1件につき2円、地方公共団体の場合は手数料規程第3条の別表2の6の規程により無料と定めている。

マイナポータルは国等及び地方公共団体から提供される情報を確認することが可能である。利用者が国等か地方公共団体の一方の情報を閲覧するのであれば現行の規程に則り、国等の場合のみ手数料を負担することが可能であるが、マイナポータルは利用者に係る双方から提供される情報を閲覧することを目的としたシステムであるため、国等と地方公共団体に係る手数料を等分することとし、1円/件とする。

4 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に基づく手数料の額を定める規程 第2条の別表第1（改正後）

（改正の変更箇所については、下線により表示）

種別	事務	手数料の額
1～6（略）		
7 法第67条第1項第6号の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供に係る事務手数料	法第37条第1項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供に係る事務	利用者証明用電子証明書が法第34条第1項の規定により効力を失っていないことの確認（以下この項において「確認」という。） 1件につき2円 ただし、 <u>次のいずれかに該当する手数料の額は、それぞれ(1)から(2)までに掲げる額</u> <u>(1) 現況確認のために行う確認（失効情報の集合物を提供する方法により提供された失効情報の集合物を用いて行う確認であり、かつ、現況確認のために行う確認であることが認識できるものとして機構が認めるものに限る。）</u> については、年間2件以上であっても1件とみなし2円 <u>(2) 内閣府がマイナポータル（情報提供等記録表示、自己情報表示、お知らせその他のサービスを提供するポータルサイトで、内閣府が設置及び運用するものをいう。）に関し行う確認については、1件につき1円</u>
8（略）		

【参考条文】

○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律

(利用者証明用電子証明書の失効)

第三十四条 利用者証明用電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

- 一 機構が第三十条の規定により利用者証明用電子証明書失効申請等情報を記録したとき。
- 二から五及び2から3 (略)

(利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報の提供等)

第三十七条 機構は、次条第一項の規定による確認をしようとする利用者証明検証者の求めがあったときは、政令で定めるところにより、速やかに、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報(第三十条から第三十三条までの規定による保存期間が経過していない利用者証明用電子証明書失効情報をいう。以下同じ。)の提供を行うものとする。

2から3 (略)

(手数料)

第六十七条 機構は、次に掲げる事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

一から五 (略)

六 第三十七条第一項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供に係る事務

七 (略)

2 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

3 (略)

○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に基づく手数料の額を定める規程

(手数料の額)

第2条 前条の規定による手数料の額は、別表第1のとおりとする。

(手数料を無料とする範囲)

第3条 前条の規定にかかわらず、別表第2に掲げる場合にあつては、手数料を無料とする。

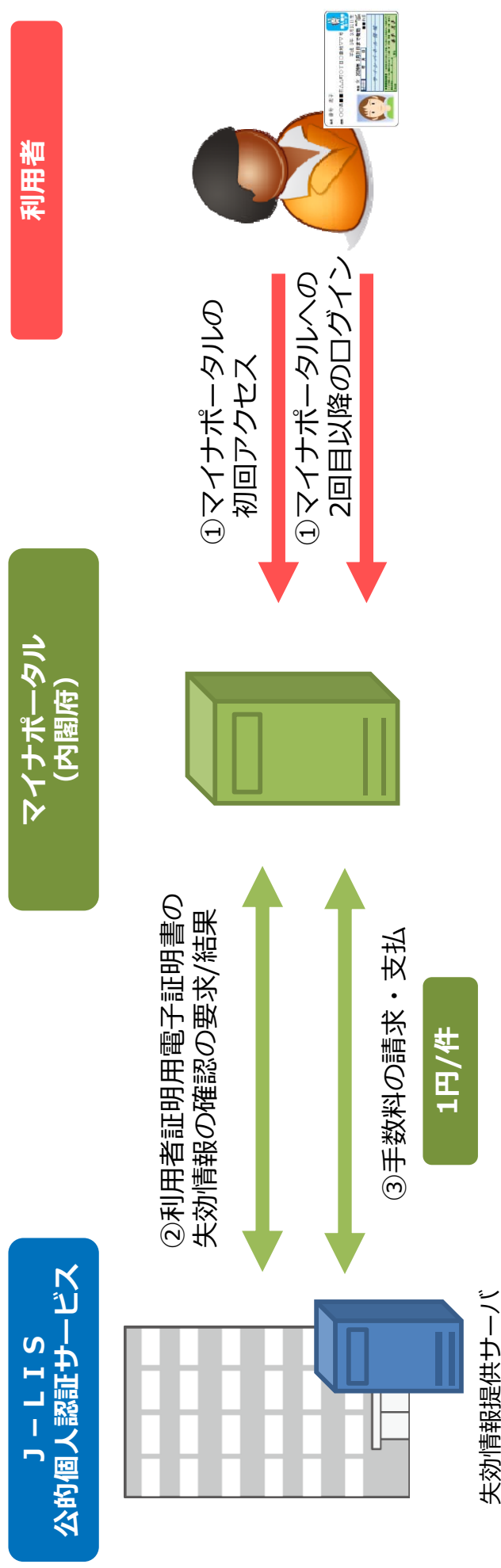
別表第1（第2条関係）

種別	事務	手数料の額
1～6（略）		
7 法第67条第1項第6号の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供に係る事務手数料	法第37条第1項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供に係る事務	利用者証明用電子証明書が法第34条第1項の規定により効力を失っていないことの確認（以下この項において「確認」という。） 1件につき2円 ただし、現況確認のために行う確認（失効情報の集合物を提供する方法により提供された失効情報の集合物を用いて行う確認であり、かつ、現況確認のために行う確認であることが認識できるものとして機構が認めるものに限る。）については、年間2件以上であっても1件とみなし2円
8（略）		

別表第2（第3条関係）

種別	無料とする範囲
1～5（略）	
6 法第67条第1項第6号の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供に係る事務手数料	(1) 法第17条第1項第1号に掲げる者であって、行政手続オンライン化法第2条第2号ハに掲げる者に対する事務手数料 (2) 利用者証明検証者が機構の承諾を得てシステム機器の導通確認、その他試験調査を行う場合の事務手数料
7（略）	

マイナポータルログイン等における利用者証明用電子証明書の有効性確認に係る手数料発生イメージ



(白紙)

平成28年度12月補正予算（案）

地方公共団体情報システム機構

(白紙)

平成28年度12月補正 予定貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金額
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	35,612,505
未収金	11,632,815
前払金	25,549
貯蔵品	53
有価証券	169,995
流動資産合計	47,440,917
固定資産	
有形固定資産	
建物	136,211
備品	16,694
リース資産	6,812,751
有形固定資産合計	6,965,656
無形固定資産	
電話加入権	3,042
ソフトウェア	53,344
リース資産	86,363
無形固定資産合計	142,749
投資その他の資産	
投資有価証券	0
保証金	442,760
長期前払費用	43,887
投資その他の資産合計	486,647
固定資産合計	7,595,052
資産合計	55,035,969
負債の部	
流動負債	
未払金	40,703,332
未払法人都民税	70
預り金	9,805
前受金	0
仮受金	0
賞与引当金	95,590
役員賞与引当金	7,506
リース債務	2,181,590
流動負債合計	42,997,893
固定負債	
長期前受金	1,612,500
長期未払金	43,887
退職給付引当金	613,767
役員退職給付引当金	0
地方公共団体負担金平準化等積立金	1,170,000
リース債務	4,243,644
資産除去債務	406,741
固定負債合計	8,090,539
負債合計	51,088,432
純資産の部	
地方公共団体出資金	134,000
利益剰余金	
積立金	3,603,570
システム開発積立金	209,967
利益剰余金合計	3,813,537
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	0
評価・換算差額等合計	0
純資産合計	3,947,537
負債純資産合計	55,035,969

平成28年度12月補正 予定損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金額
営業収益	
事業負担金収入	295,400
個人番号カード等関連交付金	33,068,527
地方公共団体負担金収入	8,914,415
負担金収入	383,028
事業収入	10,508,019
情報提供手数料	3,718,796
発行手数料	1
情報開示手数料	1
補助金等収入	523,842
営業収益合計	57,412,029
営業費用	
事業費	54,647,141
一般管理費	725,958
営業費用合計	55,373,099
営業利益	2,038,930
営業外収益	
受取利息	258
有価証券利息	1,300
雑収入	2,145
営業外収益合計	3,703
営業外費用	
支払利息	69,947
営業外費用合計	69,947
経常利益	1,972,686
特別損失	
固定資産除却損	0
地方公共団体負担金平準化等積立金繰入額	1,170,000
特別損失合計	1,170,000
当期純利益	802,686

様式第3号

平成28年度12月補正 資金計画

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

区分	金額
営業収益	57,412,029
利息収入	1,558
雑収入	2,145
有価証券償還金	360,000
前期末未収金	43,385,421
当期末未収金	11,632,815
その他	337,500
資金収入合計	89,865,838
事業費	52,179,064
一般管理費	712,120
固定資産取得費	644,818
保証金支出	1,395
リース債務返済支出	2,351,131
前期末未払金	61,051,710
当期末未払金	40,703,402
その他	0
資金支出合計	76,236,836
資金収支差額	13,629,002
前期末現金及び預金	21,983,503
当期末現金及び預金	35,612,505

科 目	一般事業	本人確認 情報処 理事業	公的個人認証 サービス事業	個人番号カード 発行等事業	中間サーバー 共同化・集約化 等事業	総合行政 ネットワーク 運営事業	本人確認情報 処理事業	合 計
資産の部								
流動資産								
現金及び預金	3,273,255	2,686,929	58,681	24,119,591	3,677,475	1,629,071	167,503	35,612,505
未収金	752,087	3,898,387	995,669	5,768,627	0	14,002	204,043	11,632,815
前払金	471	0	0	0	0	0	25,078	25,549
貯蔵品	53	0	0	0	0	0	0	53
有価証券	169,995	0	0	0	0	0	0	169,995
流動資産合計	4,195,861	6,585,316	1,054,350	29,888,218	3,677,475	1,643,073	396,624	47,440,917
固定資産								
有形固定資産								
建物	20,204	64,016	1,127	27,924	0	22,940	0	136,211
備品	1,903	6,003	5,238	47	0	3,503	0	16,694
リース資産	353,912	1,528,601	2,609,355	1,679,440	0	214,379	427,064	6,812,751
有形固定資産合計	376,019	1,598,620	2,615,720	1,707,411	0	240,822	427,064	6,965,656
無形固定資産								
電話加入権	2,705	246	0	0	0	91	0	3,042
ソフトウェア	53,344	0	0	0	0	0	0	53,344
リース資産	0	86,363	0	0	0	0	0	86,363
無形固定資産合計	56,049	86,609	0	0	0	91	0	142,749
投資その他の資産								
投資有価証券	0	0	0	0	0	0	0	0
保証金	135,183	236,833	0	11,000	0	59,744	0	442,760
長期前払費用	0	0	0	0	0	0	43,887	43,887
投資その他の資産合計	135,183	236,833	0	11,000	0	59,744	43,887	486,647
固定資産合計	567,251	1,922,062	2,615,720	1,718,411	0	300,657	470,951	7,595,052
資産合計	4,763,112	8,507,378	3,670,070	31,606,629	3,677,475	1,943,730	867,575	55,035,969
負債の部								
流動負債								
未払金	1,301,008	3,820,827	1,040,715	29,889,433	3,669,574	718,811	262,964	40,703,332
未払法人税等	70	0	0	0	0	0	0	70
預り金	9,805	0	0	0	0	0	0	9,805
前受金	0	0	0	0	0	0	0	0
仮受金	0	0	0	0	0	0	0	0
賞与引当金	41,058	22,340	5,796	9,128	6,400	10,868	0	95,590
役員賞与引当金	2,853	1,051	675	1,276	901	750	0	7,506
リース債務	133,548	503,791	746,628	359,447	0	193,904	244,272	2,181,590
流動負債合計	1,488,342	4,348,009	1,793,814	30,259,284	3,676,875	924,333	507,236	42,997,893
固定負債								
長期前受金	0	1,200,000	0	0	0	412,500	0	1,612,500
長期未払金	0	0	0	0	0	0	43,887	43,887
退職給付引当金	393,080	138,809	4,282	0	2,189	75,407	0	613,767
役員退職給付引当金	0	0	0	0	0	0	0	0
地方公共団体負担金平準化等積立金	0	1,170,000	0	0	0	0	0	1,170,000
リース債務	233,419	952,057	1,884,772	933,109	0	36,515	203,772	4,243,644
資産除去債務	0	287,370	0	11,957	0	107,414	0	406,741
固定負債合計	626,499	3,748,236	1,889,054	945,066	2,189	631,836	247,659	8,090,539
負債合計	2,114,841	8,096,245	3,682,868	31,204,350	3,679,064	1,556,169	754,895	51,088,432
純資産の部								
地方公共団体出資金	134,000	0	0	0	0	0	0	134,000
利益剰余金								
積立金	2,304,304	411,133	12,798	402,279	1,589	387,561	112,680	3,603,570
システム開発積立金	209,967	0	0	0	0	0	0	209,967
利益剰余金合計	2,514,271	411,133	12,798	402,279	1,589	387,561	112,680	3,813,537
評価・換算差額等								
その他有価証券評価差額金	0	0	0	0	0	0	0	0
評価・換算差額等合計	0	0	0	0	0	0	0	0
純資産合計	2,648,271	411,133	12,798	402,279	1,589	387,561	112,680	3,947,537
負債純資産合計	4,763,112	8,507,378	3,670,070	31,606,629	3,677,475	1,943,730	867,575	55,035,969

(事業別財務情報(平成28年度12月補正 予定損益計算書関係))

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位:千円)

科目	一般事業	本人情報確認 本情事	公共個人認証 サービス事業	個人番号カード 発行等事業	中間サーバー 共同化・集約化 等	総合行政 ネットワーク 事業	本人情報 確認事業	合計
営業収益								
事業負担金収入	295,400	0	0	0	0	0	0	295,400
個人番号カード等 関連交付金	0	0	1,302,000	31,766,527	0	0	0	33,068,527
地方公共団体 負担金収入	0	1,673,421	1,573,750	0	4,076,631	1,590,613	0	8,914,415
負担金収入	80,269	0	0	0	0	300,000	2,759	383,028
事業収入	3,082,357	2,353,180	0	3,145,417	0	16,200	1,910,865	10,508,019
情報提供手数料	0	3,655,796	63,000	0	0	0	0	3,718,796
発行手数料	0	0	1	0	0	0	0	1
情報開示手数料	0	1	0	0	0	0	0	1
補助金等収入	523,842	0	0	0	0	0	0	523,842
営業収益合計	3,981,868	7,682,398	2,938,751	34,911,944	4,076,631	1,906,813	1,913,624	57,412,029
営業費用								
事業費	3,247,212	6,245,160	2,976,226	34,389,836	4,037,934	1,839,626	1,911,147	54,647,141
一般管理費	372,308	121,728	66,514	74,617	42,163	48,628	0	725,958
営業費用合計	3,619,520	6,366,888	3,042,740	34,464,453	4,080,097	1,888,254	1,911,147	55,373,099
営業利益	362,348	1,315,510	103,989	447,491	3,466	18,559	2,477	2,038,930
営業外収益								
受取利息	258	0	0	0	0	0	0	258
有価証券利息	1,300	0	0	0	0	0	0	1,300
雑収入	1,300	240	480	0	0	0	125	2,145
営業外収益合計	2,858	240	480	0	0	0	125	3,703
営業外費用								
支払利息	4,384	16,017	31,060	13,650	1	4,835	0	69,947
営業外費用合計	4,384	16,017	31,060	13,650	1	4,835	0	69,947
経常利益	360,822	1,299,733	134,569	433,841	3,467	13,724	2,602	1,972,686
特別損失								
固定資産除却損	0	0	0	0	0	0	0	0
地方公共団体負担金平準化 等積立金繰入額	0	1,170,000	0	0	0	0	0	1,170,000
特別損失合計	0	1,170,000	0	0	0	0	0	1,170,000
当期純利益	360,822	129,733	134,569	433,841	3,467	13,724	2,602	802,686

区分	一般事業	本人確認 情報処 理業	公的個人 認証サ ービス事業	個人番号 カード 発行等事業	中間サー バー共 同化・集 約化等 事業	総合行政 ネットワ ーク運 営事業	本人確認 情報処 理事業 関連事業	合計
営業収益	3,981,868	7,682,398	2,938,751	34,911,944	4,076,631	1,906,813	1,913,624	57,412,029
利息収入	1,558	0	0	0	0	0	0	1,558
雑収入	1,300	240	480	0	0	0	125	2,145
有価証券償還金	360,000	0	0	0	0	0	0	360,000
前期未収金	700,534	1,014,089	773,809	40,680,000	0	12,902	204,087	43,385,421
当期末未収金	752,087	3,898,387	995,669	5,768,627	0	14,002	204,043	11,632,815
その他	0	200,000	0	0	0	137,500	0	337,500
資金収入合計	4,293,173	4,998,340	2,717,371	69,823,317	4,076,631	2,043,213	1,913,793	89,865,838
事業費	2,975,688	5,662,286	2,214,968	34,045,695	4,033,569	1,568,662	1,678,196	52,179,064
一般管理費	363,491	118,959	66,335	74,617	40,730	47,988	0	712,120
固定資産取得費	56,000	125,159	0	463,500	0	0	159	644,818
保証金支出	595	500	0	0	0	300	0	1,395
リース債務返済支出	139,307	585,334	768,968	328,132	143	282,173	247,074	2,351,131
前期未払金	1,609,354	1,769,462	736,331	44,080,000	11,700,000	865,318	291,245	61,051,710
当期末未払金	1,301,078	3,820,827	1,040,715	29,889,433	3,669,574	718,811	262,964	40,703,402
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
資金支出合計	3,843,357	4,440,873	2,745,887	49,102,511	12,104,868	2,045,630	1,953,710	76,236,836
資金収支差額	449,816	557,467	28,516	20,720,806	8,028,237	2,417	39,917	13,629,002
前期末現金及び預金	2,823,439	2,129,462	87,197	3,398,785	11,705,712	1,631,488	207,420	21,983,503
当期末現金及び預金	3,273,255	2,686,929	58,681	24,119,591	3,677,475	1,629,071	167,503	35,612,505

様式第7号

(債務負担行為関係)

債務負担行為の事項、限度額、行為年度及び機構の負担となる年度

1 次の債務負担行為を設定する。

(単位：千円)

事 項	限度額	行為年度	機構の負担 となる年度
個人番号カード用ICカード製造業務	2,484,000	平成28年度	平成29年度

2 次の債務負担行為の設定を解除する。

(単位：千円)

事 項	限度額	行為年度	機構の負担 となる年度
旧姓対応等システム開発に伴う委託等	2,346,182	平成28年度	平成29年度
カード交付安定化等システム開発に伴う委託等	1,895,173	平成28年度	平成29年度

(白紙)

平成28年度12月補正予算（案）の概要

1 補正の事由

(1) 本人確認情報の提供業務

国税庁等への本人確認情報の提供に係る手数料収入は、提供時期及び金額が明確でなかったため、当初予算には計上していなかったが、本年度に同手数料収入が見込まれることから、情報提供手数料収入1,170百万円の増額補正を行おうとするものである。

なお、同手数料収入は、本人確認情報の利用開始当初に発生する一時的なものであり、従来どおりの次年度精算の取扱いにすると都道府県負担金の大きな変動要素となる。

このため、同手数料収入については、次年度以降の都道府県負担金の平準化や軽減を図ることを目的とした財源として、地方公共団体負担金平準化等積立金に1,170百万円の増額補正を行おうとするものである。

(2) 個人番号カード製造等に係る業務

個人番号カード用ICカード（生カード）は、個人番号カードの発行状況に応じ、平成29年3月に100万枚、平成29年4月以降に順次500万枚の納入を受ける予定であるため、新たに2,484百万円の債務負担行為を設定しようとするものである。

(3) 女性活躍推進等に対応した個人番号カード等の記載事項の充実等に係る業務

女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等に対応するためのシステム改修等を行うため、予算の補正を行おうとするものである。

なお、当該業務は、国の補正予算成立に伴い、国と契約を締結するため、平成28年度10月補正予算において、平成29年度の債務負担行為を設定した。その後、国との契約事務手続きを具体化していく中で、契約方法を見直す必要性が生じたことから、平成29年度の債務負担行為の設定額を平成28年度予算として2,353百万円の増額補正を行い、債務負担行為の一部を解除しようとするものである。

(4) 個人番号カード交付の安定化に係る業務

個人番号カード交付の安定化に対応するためのシステム改修等を行うため、予算の補正を行おうとするものである。

なお、当該業務は、国の補正予算成立に伴い、国と契約を締結するため、平成28年度10月補正予算において、平成29年度の債務負担行為を設定した。その後、国

との契約事務手続きを具体化していく中で、契約方法を見直す必要性が生じたことから、平成29年度の債務負担行為の設定額を平成28年度予算として1,921百万円の増額補正を行い、債務負担行為の一部を解除しようとするものである。

2 補正予算書

(1) 補正予定損益計算書

〔平成28年度における機構の事業実施に係る収入と経費の予定を示すもの〕

(単位：百万円)

科目	10月補正 後予算	補正額	12月補正 後予算
営業収益	51,967	5,445	57,412
営業費用	51,647	3,726	55,373
営業外収益	4	0	4
営業外費用	69	1	70
特別損失	0	1,170	1,170
当期純利益	255	547	803

(注) 金額は、科目ごとに10万円単位を四捨五入しているため、合計額が一致しない場合がある。(以下同じ)

【補正の内容】

ア 本人確認情報処理事業補正予定損益計算書

(単位：百万円)

科目	10月補正後 予算	補正額	12月補正後 予算
営業収益	4,159	3,523	7,682
地方公共団体負担金収入	1,673	0	1,673
事業収入	0	2,353	2,353
情報提供手数料収入	2,486	1,170	3,656
営業外収益	0	0	0
営業費用	4,127	2,240	6,367
事業費	4,005	2,240	6,245
一般管理費	122	0	122
営業外費用	16	0	16
特別損失	0	1,170	1,170
地方公共団体負担金 平準化等積立金繰入額	0	1,170	1,170
当期純利益	17	113	130

- ① 事業収入…… 2, 3 5 3 百万円の増
女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等に係る事業収入の増
- ② 情報提供手数料収入…… 1, 1 7 0 百万円の増
国税庁等への本人確認情報の提供に係る手数料収入の増
- ③ 事業費…… 2, 2 4 0 百万円の増
女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等に係るシステム改修等の事業費の増
- ④ 特別損失…… 1, 1 7 0 百万円の増
国税庁等への本人確認情報の提供に係る手数料収入見合いの額の地方公共団体負担金平準化積立金への繰入れによる特別損失の増
- ⑤ 当期純利益…… 1 1 3 百万円の増
女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等に係るリース機器等の取得額 1 2 6 百万円と、当期費用の減価償却費 1 3 百万円との差額 1 1 3 百万円による当期純利益の増

イ 個人番号カード発行等事業補正予定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	10月補正後 予算	補 正 額	12月補正後 予算
営業収益	32,991	1,921	34,912
個人番号カード等関連交 付金収入	31,767	0	31,767
事業収入	1,224	1,921	3,145
営業外収益	0	0	0
営業費用	32,978	1,486	34,464
事業費	32,904	1,486	34,390
一般管理費	75	0	75
営業外費用	13	1	14
当期純利益	△1	435	434

- ① 事業収入…… 1, 9 2 1 百万円の増
個人番号カード交付安定化に係る事業収入の増
- ② 事業費…… 1, 4 8 6 百万円の増
個人番号カード交付安定化に係るシステム改修等の事業費の増
- ③ 営業外費用…… 1 百万円の増
個人番号カード交付安定化に係るリース機器等の支払利息による営業外費用の増

④ 当期純利益……435百万円の増

個人番号カード交付安定化に係るリース機器等の取得額484百万円と、当期費用の減価償却費49百万円との差額435百万円による当期純利益の増

(2) 補正予定貸借対照表

[平成28年度末における機構の資産や負債等の財務状況を示すもの]

(単位：百万円)

科 目	10月補正後 予算	補 正 額	12月補正後 予算
資 産	48,941	6,095	55,036
負 債	45,541	5,547	51,088
純 資 産	3,400	547	3,948

【補正の内容】

ア 本人確認情報処理事業

科 目	10月補正後 予算	補 正 額	12月補正後 予算
資 産	4,850	3,657	8,507
流動資産	3,068	3,517	6,585
現金及び預金	2,094	593	2,687
未収金	974	2,924	3,898
その他流動資産	0	0	0
固定資産	1,782	140	1,922
リース資産 (有形固定資産)	1,388	140	1,529
その他固定資産	393	0	393
負 債	4,552	3,545	8,096
流動負債	1,990	2,358	4,348
未払金	1,474	2,347	3,821
リース債務	493	11	504
その他流動負債	23	0	23
固定負債	2,562	1,187	3,748
地方公共団体負担 金平準化等積立金	0	1,170	1,170
リース債務	935	17	952

その他固定負債	1,626	0	1,626
純資産	298	113	411

① 資産の部

・現金及び預金……593百万円の増

本人確認情報の提供に係る手数料収入のうち、599百万円が当期の入金となることによる現金及び預金の増及び女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等に係る費用のうち、6百万円を当期に支払うことによる現金及び預金の減

・未収金……2,924百万円の増

女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等に係る事業収入2,353百万円及び国税庁等への本人確認情報の提供に係る手数料収入のうち、571百万円が未収となることによる未収金の増

・リース資産（有形固定資産）……140百万円の増

女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等におけるリース機器等の取得によるリース資産の増

② 負債の部

・未払金……2,347百万円の増

女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等に係る費用のうち、2,347百万円が未払となることによる未払金の増

・リース債務……28百万円の増（流動負債11百万円。固定負債17百万円）

女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等に係るリース機器等の債務の増

・地方公共団体負担金平準化等積立金……1,170百万円の増

本人確認情報の提供に係る手数料収入増額分1,170百万円を都道府県負担金平準化等積立金繰入れによる都道府県負担金平準化等積立金の増

③ 純資産の部

・積立金……113百万円の増

女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等に係るリース機器等の取得額126百万円と、当期費用の減価償却費13百万円との差額113百万円による積立金の増

イ 個人番号カード発行等事業

科 目	10月補正後 予算	補 正 額	12月補正後 予算
資 産	29,169	2,437	31,607
流動資産	27,989	1,899	29,888
現金及び預金	24,142	△22	24,120
未収金	3,847	1,921	5,769
その他流動資産	0	0	0
固定資産	1,180	538	1,718
リース資産 (有形固定資産)	1,141	538	1,679
その他固定資産	39	0	39
負 債	29,202	2,003	31,204
流動負債	28,319	1,940	30,259
未払金	27,990	1,899	29,889
リース債務	319	41	359
その他流動負債	10	0	10
固定負債	882	63	945
リース債務	870	63	933
その他固定負債	12	0	12
純 資 産	△32	435	402

① 資産の部

- ・現金及び預金……△22百万円の増

個人番号カード交付安定化に係る費用のうち、22百万円を当期に支払うことによる現金及び預金の減

- ・未収金……1,921百万円の増

個人番号カード交付安定化に係る事業収入1,921百万円が未収となることによる未収金の増

- ・リース資産（有形固定資産）……538百万円の増

個人番号カード交付安定化に係るリース機器等の取得によるリース資産の増

② 負債の部

- ・未払金……1,899百万円の増

個人番号カード交付安定化に係る費用のうち、1,899百万円が未払となることによる未払金の増

- ・リース債務……104百万円の増（流動負債41百万円。固定負債63百万円）

個人番号カード交付安定化に係るリース機器等の債務の増

③ 純資産の部 積立金……435百万円の増

個人番号カード交付安定化に係るリース機器等の取得額484百万円と、当期費用の減価償却費49百万円との差額435百万円による積立金の増

(3) 補正資金計画

[平成28年度における機構の資金繰りの状況を示すもの]

(単位：百万円)

区 分	10月補正後 予算	補 正 額	12月補正後 予算
資金収入合計	89,267	599	89,866
営業収益	51,967	5,445	57,412
当期末未収金	△6,787	△4,846	△11,633
その他等	44,087	0	44,087
資金支出合計	76,208	28	76,237
事業費	48,515	3,664	52,179
固定資産取得費	62	583	645
リース債務返済支出	2,323	28	2,351
当期末未払金	△36,457	△4,246	△40,703
その他等	61,765	0	61,765
資金収支差額	13,058	571	13,629
(前期末現金及び預金)	21,984	0	21,984
(当期末現金及び預金)	35,042	571	35,613

【補正の内容】

ア 資金収入の部

① 営業収益……5,445百万円の増

- ・ 本人確認情報処理事業……3,523百万円の増

女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等に係る事業収入2,353百万円及び国税庁等への本人確認情報の提供に係る手数料収入1,170百万円による営業収益の増

- ・ 個人番号カード発行等事業……1,921百万円の増

個人番号カード交付安定化に係る事業収入1,921百万円による営業収益の増

② 当期末未収金……△4,846百万円の増

- ・ 本人確認情報処理事業……△2,924百万円の増

営業収益の補正額3,523百万円のうち、2,924百万円が未収となることに

よる未収金の増

- ・個人番号カード発行等事業……△ 1, 9 2 1 百万円の増
営業収益の補正額 1, 9 2 1 百万円が未収となることによる未収金の増

イ 資金支出の部

① 事業費…… 3, 6 6 4 百万円の増

- ・本人確認情報処理事業…… 2, 2 2 7 百万円の増
女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等に係る費用 2, 2 2 7 百万円による事業費の増
- ・個人番号カード発行等事業…… 1, 4 3 7 百万円の増
個人番号カード交付安定化に係る費用 1, 4 3 7 百万円による事業費の増

② 固定資産取得費…… 5 8 3 百万円の増

- ・本人確認情報処理事業…… 1 2 0 百万円の増
女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等に係るリース機器等の取得費用 1 2 0 百万円による固定資産取得費の増
- ・個人番号カード発行等事業…… 4 6 3 百万円の増
個人番号カード交付安定化に係るリース機器等の取得費用 4 6 3 百万円による固定資産取得費の増

③ リース債務返済支出…… 2 8 百万円の増

- ・本人確認情報処理事業…… 6 百万円の増
女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等に係るリース機器等の債務 6 百万円によるリース債務返済支出の増
- ・個人番号カード発行等事業…… 2 2 百万円の増
個人番号カード交付安定化に係るリース機器等の債務 2 2 百万円によるリース債務返済支出の増

④ 当期末未払金……△ 4, 2 4 6 百万円の増

- ・本人確認情報処理事業……△ 2, 3 4 7 百万円の増
女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等に係る事業費、固定資産取得費及びリース債務返済支出の補正額 2, 3 5 3 百万円のうち、2, 3 4 7 百万円が未払となることによる当期末未払金の増
- ・個人番号カード発行等事業……△ 1, 8 9 9 百万円の増
個人番号カード交付安定化に係る事業費、固定資産取得費及びリース債務返済支出の補正額 1, 9 2 1 百万円のうち、1, 8 9 9 百万円が未払となることによる当期末未払金の増

ウ 当期末現金及び預金…… 5 7 1 百万円の増

- ・本人確認情報処理事業…… 5 9 3 百万円の増

本人確認情報の提供に係る手数料収入1,170百万円のうち、599百万円が当期の入金となることによる当期末現金及び預金の増及び女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等に係る費用のうち、6百万円を当期に支払うことによる当期末現金及び預金の減

- ・ 個人番号カード発行等事業……△22百万円の増

個人番号カード交付安定化に係る費用のうち、22百万円を当期に支払うことによる当期末現金及び預金の減

(4) 補正債務負担行為関係

[平成29年度以降における機構の債務内容を示すもの]

(単位：百万円)

事 項	限度額	行為年度	機構の負担となる年度
個人番号カード用ICカード製造業務	2,484	平成28年度	平成29年度

【補正の内容】

債務負担行為2,484百万円の増（新規）

個人番号カード用ICカード（生カード）個人番号カードの発行状況に応じ、平成29年3月に100万枚、平成29年4月以降に順次500万枚の納入を受ける予定であるため、債務負担行為を設定する。